

GAPチェックリスト【たけのこ】

	No.	取組事項	食品安全	環境保全	労働安全	その他
園地に関すること	(1)	たけのこ園地の位置、面積等に係る記録を作成し、保存している。				●
	(2)	たけのこ園地やその周辺の汚染がないことを確認している。	●	●		
農薬に関すること (農薬を使用していない場合は該当しない)	(3)	農薬だけに頼らない防除方法（IPM）を実践している。	●	●		
	(4)	農薬はラベルで使用方法を確認し、記載内容を守って使用している。	●	●		
	(5)	農薬は必要な量だけを計って散布液を調製している。		●		
	(6)	防除器具は使用前に破損等がないか点検し、使用後には十分に洗浄している。	●			
	(7)	周辺作物への農薬飛散（ドリフト）を防止する対策を実施している。	●	●		
	(8)	周辺住民への影響を考慮して農薬を散布している。				●
	(9)	土壌くん蒸剤を使用する場合は、ラベルに従い被覆等をしている。	●	●		
	(10)	農薬は適切な環境に保管している。	●			
	(11)	農薬の使用に関する内容を記録し、保存している。	●			
	水に関すること (水を使用していない場合は該当しない)	(12)	使用する水の水源を確認している。また、水源の汚染がわかった場合には改善策をとっている。	●		
母竹に関すること	(13)	母竹の供給者等を確認している。（リョクチクなど畑跡地等に新たに植えつける者に限る。）				
肥料に関すること	(14)	土壌診断結果に基づいて施肥をしている。		●		
	(15)	堆肥を使用する場合、完熟堆肥を施用している。	●	●		
	(16)	堆肥等の施用による適切な土壌管理（土づくり）を実施している。		●		
	(17)	肥料の使用に関する内容を記録し、保存している。	●			
異物混入・衛生管理に関すること	(18)	作業者の衛生管理を実施している。	●			
	(19)	生産場所、関連施設から通える場所に手洗い場やトイレ施設があり、清潔に保っている。	●			
	(20)	園地の衛生管理を実施している	●			
	(21)	調製・出荷作業場の衛生管理を実施している。	●			
	(22)	収穫・調製・運搬に使用する機具類を衛生的に管理している。	●			
	(23)	調製・選別の時にたけのこの汚染や異物混入を防止している。	●			
	(24)	たけのこの貯蔵・輸送の時に適切な温度管理を実施している。	●			
	(25)	安全で清潔な包装容器、出荷資材を使用している。	●			
廃棄物の処理に関すること	(26)	たけのこ生産活動に伴う廃棄物は適正に処理している。		●		
	(27)	たけのこ生産活動に伴う廃棄物を不適切に焼却していない。		●		
	(28)	作物残さ等、有機物のリサイクルを実施している。		●		
環境保全に関すること	(29)	省エネルギー対策を実施している。		●		
	(30)	燃料を適切に管理している。		●		
	(31)	有害鳥獣等による被害防止策を実施している。		●		
農作業の安全に関すること	(32)	安全に生産作業を行うため、服装や防護具に注意している。			●	
	(33)	機械類の保守管理・点検を励行している。			●	
	(34)	機械、装置、器具類を適正に使用している。			●	
	(35)	危険箇所や危険な作業を事前に確認している。			●	
	(36)	作業事故を減らすため作業環境を改善している。			●	
	(37)	安全確保のため、危険を伴う作業従事者を制限している。			●	
	(38)	労災に備えた保険に加入している。			●	
	(39)	たけのこの生産に係る記録を行い、保存している。	●			●
たけのこ全般	(40)	たけのこの出荷に関する記録を行い、保存している。	●			●
	(41)	記録は保存期間を設定し、その間保存している。	●			●
	(42)	技術・ノウハウ（知的財産）を保護し活用している。				●
	(43)	自己点検を行い、不適合な項目を改善している。	●	●	●	●
	(44)	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者を設置している。			●	●
ボイラー及び圧力容器に関すること (使用していない場合は該当しない)	(45)	ボイラー及び圧力容器の自主点検を実施し、記録を保存している。			●	●